平成２６年（フ）第８５３号
北九州市八幡西区永犬丸東町３丁目16番９号201号
債務者　大島友子こと　劉　　友子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８５９号
福岡市中央区六本松２丁目５番８号
債務者　古財　隆宏
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花島　正晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１５２号
函館市昭和３丁目21番４号
債務者　板倉　曜子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１７２号
北海道二海郡八雲町立岩60番地17
債務者　深澤　利和
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１８２号
函館市昭和３丁目15番21号
債務者　鈴木　美香（旧姓浦屋・山崎）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７３号
山形市長町２丁目10番20号、前住所山形市あさひ町23番12号
債務者　鈴木　雅彦
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８６号
山形県西村山郡河北町大字吉田73番地
債務者　斉藤　　清
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８７号
山形県西村山郡河北町大字吉田73番地
債務者　斉藤　紀子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８８号
山形県寒河江市末広町３番46号
債務者　長岡　秀二
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９３号
山形市大手町10番15―101号　コーポエイト
債務者　堀江　智加
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０号
三重県鳥羽市大明東町９番１―422号
債務者　上村　美和
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
島根県大田市静間町281番地
債務者　ハッピークリエイションこと　中村直樹
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第３９８号
埼玉県川口市新堀町４番24号、旧住所埼玉県川口市榛松３丁目26番８号　ニューマリッジ宮内304号
債務者　河邊　友子
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５７号
埼玉県川口市東川口４丁目25番27―308号　オーユーパレス東川口
債務者　小出　泰史
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０７号
埼玉県久喜市葛梅３丁目９番地４
債務者　神田　洋一
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１２号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区30棟506号
債務者　田部井聖司
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１３号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区30棟506号
債務者　田部井静江
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５１号
さいたま市岩槻区本町２丁目２番41号　ウエストアベニュー204
債務者　崎山　新介
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係